

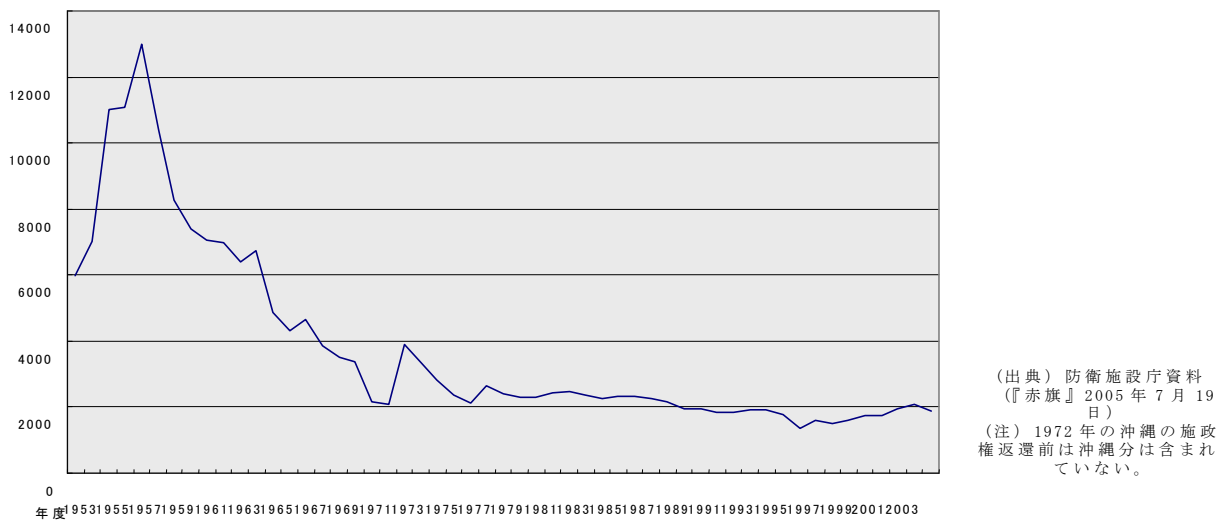
東アジアの米軍基地と性売買・性犯罪

林 博史

はじめに

日本が独立を回復した 1952 年度から 2004 年度までの在日米軍による事件・事故は、公務上・公務外をあわせて 20 万 1481 件、それらによる日本人の死者は 1076 人にのぼっている（表 1）。沖縄が統計に含まれた 1972 年度以降をみると、事件・事故の約六割が沖縄に集中している。また 1973 年度以降だけでみると、刑法犯総数は 6933 件、うち凶悪犯は 683 件（殺人 34、強盗 441、放火 36、性的暴行 172）である¹。この数字には、米軍による犯罪がきわめて多かった占領中の日本本土も、米軍支配下の沖縄も含まれていない。米軍が第 1 次裁判権を有している公務中における日本国民に対する事故や犯罪について、1985 年から 2004 年までの 20 年間に軍事裁判にかけられた者はわずか 1 人だけであり、懲戒処分を受けたものも 318 人にとどまっている²。

表 1 米兵による事件事故（日本）



たしかに近年、1950-60年代に比べれば犯罪件数は減少しているが、沖縄、横須賀、横浜、佐世保をはじめ各地で米兵による性的暴行や殺人、強盗、強盗致傷、轢き逃げ事件が起こされている。2005年11月には沖縄の海兵隊員たちによってフィリピンで集団強かん事件が引き起こされた。2004年にはオーストラリアで3人の水兵が2人の女性を強かんした容疑で逮捕され、2000年にはコンボに平和維持部隊として派遣されていた米軍兵士が11歳のアルバニア少女を強かんしたうえで殺害した³。韓国において、2000年から2005年8月までの在韓米軍兵士による犯罪は、韓国政府の統計によると、殺人3件、強盗19

件、強かん 5 件などを含む 780 件にのぼるが、韓国の捜査当局が被疑者を拘束、捜査したケースは皆無である⁴。在韓米軍の報告では、指揮下の軍人による性的暴行は、2003 年 86 件、2002 年 65 件、2001 年 81 件と報告されている⁵。

米軍による犯罪、特に性犯罪は、駐留地の住民に対するものだけではない。1997 年には米本国のアバディーン訓練場で訓練教官の軍曹による訓練生に対する数多くの強かん事件が発覚した（アバディーン事件）。2003 年にはコロラドスプリング空軍学校で、数々の性的暴行事件が表面化した。そのため軍が調査をおこなったところ、在籍していた女性軍人 659 人のうち回答の得られた 579 人中、セクシャルハラスメントを受けた者は 70 パーセントにのぼり、さらに 109 人（19 パーセント）が性的暴行を受け、うち 43 人（7.4 パーセント）は強かんないし強かん未遂を受けたと答えた⁶。イラクやアフガニスタンに派遣されている米中央軍においては、強かんなどの性的暴行を受けたと報告された件数は、2002 年 24 件、2003 年 94 件にのぼっている⁷。イラクのアルグレイブ収容所における性的虐待についてはくりかえし報道されてよく知られている。

米軍と性売買との関係について一例をあげれば、2002 年にアメリカのフォックス・テレビが、韓国において米陸軍の憲兵が人身売買の実態を知りながら米兵の買春を容認している様子が報道され、議会でも大きな問題になった⁸。

米軍が海外に大量の軍隊を派遣駐留させるようになるのは、第 2 次世界大戦中からのことである。ヨーロッパとともに東アジアは多数の米軍基地が置かれつづけている地域である。本稿では、日本本土、沖縄、韓国を対象に、米軍が駐留するようになった戦後すぐから 1950 年代までの米軍基地と性売買・性犯罪について取り上げ、今日の状況の出発点における問題を明らかにしたい⁹。

1 米軍と性売買

米軍の性対策の経緯

まず米軍の性対策についての歴史的経緯をかんたんにまとめておきたい¹⁰。19 世紀末より、ハワイ、フィリピン、パナマ、中国など海外に軍隊を駐留しはじめた米軍は将兵の性病問題に本格的に取り組み始めた。試行錯誤の結果、娼婦を登録管理し、性病検査をおこなって兵士の相手をさせるという公娼制（あるいは集娼制）は、将兵の性病予防策としては失敗であり、また国内世論からも許されないという結論を下し、米軍駐屯地周辺の娼婦を摘発追放し、将兵が娼婦と接触しないことが最善の性病予防策であるという政策、すなわち売春禁圧政策を 1910 年代初頭に採用した。この米軍の政策は、公娼制を導入した日本やかつての西欧諸国とは違ったものだった。米国内ではそうした政策を行政・民間の協力を得て実施し、海外でも可能な所ではそのような対策を取ろうとした。ただ買春をするなど言いつつも、もし買春した場合にはただちに予防措置（消毒）を取れとも指示しており、売春禁圧という政策は何よりも将兵の性病罹患を防ぐための手段として認識されていた。

第 2 次世界大戦において、米軍はそれまでの 20 数万人規模の軍隊から、最高時（1945 年）には 1200 万人の軍隊に膨れ上がり、世界各地に派遣された。戦争のなかで生活が破壊された現地社会では米兵相手の売春を営む女性が多く生まれた。各地に派遣された部隊の司令官や軍医の中には、将兵に禁欲を強いる軍中央の政策に批判的で、娼婦の性病検査

をおこなって将兵の相手をさせることを奨励するものもでてきた。

ただし軍中央は、米軍が米兵相手の売春宿を公認しているような事例がわかると、ただちに閉鎖させ、売春禁圧という政策は維持したが、終戦とともに軍紀の弛緩が進むと売春禁圧策は有名無実化し、米兵の性病罹患率が急増する状況が生まれていた。

米軍としては、将兵が性病に罹ると長期にわたる治療により勤務から外れることになり、兵力を損失させる重大な問題と認識していた。ただ 1943 年からペニシリンの治療が導入され、治療期間が急速に短縮されるとともに外来患者扱いで勤務をしながら治療ができる状況が生まれてきた。つまり性病に罹ってもすぐには兵力の損失につながらないということである。軍としてほぼ治療法が確立するのは 1950 年代になってからであるが、こうした治療法の進歩によって、売春対策＝性病対策であった、それまでの状況は変わったといえる。1900 年から 1945 年までの 46 年間のうち病気による勤務除外のうち性病が第 1 位であったのが 25 年を占めていたが、1950 年 12 月の極東軍（日本、沖縄、フィリピンなどを管轄）においては、病気とケガによる勤務除外 1000 名中 38 名のうち、性病によるものは 1000 名中わずか 0.08 名（日本だけでは 0.16 名）にすぎなくなっていた¹¹。ただ軍中央の性病問題への関心は薄れたといえるが、病気であることには変わりはないし、ペニシリン治療がきかない体質の者もあり、また治療が遅れたり誤ると、深刻な問題をおこすので、各派遣軍において性病対策は一つの課題として残されていた。1940 年代後半から 50 年代にかけての時期は、このように過渡期にあたる時期だった。

東アジア占領地における性対策

まず沖縄においては、遊郭街であった那覇の辻は 10.10 空襲で消失し、ジュリ（辻の遊女）たちの多くは日本軍「慰安婦」として動員されていた。沖縄戦によって沖縄本島は焦土と化し、多くの土地が米軍に接収されたため、生きていくために米軍キャンプの近くにやってきて米兵相手に性を売る女性も少なくなかった。戦後しばらくの間、売春の支払いの多くはタバコであり、職業的な売春業が復活した本土とは様相を異にしていた。

そうした状況が反映しているのか、沖縄に駐留していた琉球軍司令部指揮下の将兵の性病罹患率は、統計がわかる 46 年 11 月より 48 年末まで年間千分比で二桁台にとどまり、それほど大きな問題にはならなかった。ただ那覇だけでも 4000-6000 人と言われていた娼婦の存在はやはり無視できなく、1947 年 2 月の米軍政府内の会議で、売春のための前借金の禁止、米軍人への売春禁止、性病に罹った者の届出・治療義務などを実施する方針を決め、それらの内容の軍政特別布告を 3 月 1 日付で公布し 31 日より施行した。米軍への売春のみを禁止した理由は、沖縄社会では現地の慣習として売春が認められてきたのでそれを禁止することはできないと判断し、米軍人の健康と安全を守る観点から米軍人相手の売春のみを禁止するという措置をとったからである¹²。

日本の敗戦時点においては沖縄では日本本土進攻作戦のための中継補給基地として基地建設が進められ、陸軍だけで約 25 万人が駐留していたが、終戦とともに基地建設はストップし、陸軍の兵員は 1948 年夏には 1 万人ほどにまで減少していた。しかし 49 年 5 月に国家安全保障会議は沖縄の長期保有と基地建設を決定、10 月にはシーツ少将が琉球軍司令官兼軍政長官として赴任し、新たな基地建設が開始された。それとほぼ時を同じくして、越來村（現在の沖縄市）に「八重島」特飲街、別名ニューコザが米軍の示唆で作られ、さ

らに小祿村などにも米兵向け特飲街が生まれた。これらの地域は表向きは飲食店などが立ち並び、売春街ではないとされていたが、実際には売春が公然とおこなわれる歓楽街になっていった。その後、このニューコザについては、極東軍などから軍の方針に反するのでオフリミッツにせよと指示されるが琉球軍はそれを無視してニューコザを維持した。

琉球軍内の米兵の性病罹患率は、1949年に入ると上昇し8-9月には年間千分比300を超える高い水準になった。その後、朝鮮戦争勃発時(50年6月)には126まで下がるが、その後はまた上昇し朝鮮戦争中は200台から100台の高い水準にあった。この朝鮮戦争中、さらには後のベトナム戦争中においても沖縄は米軍の中継兵站基地となり、休暇で沖縄に立ち寄る米兵も多く、米兵相手の売春は大きな社会問題になった。米軍は1953年からAサイン方式を導入し、米兵に性病をうつすとその店あるいは地区をオフリミッツにすることによって、経済的打撃をおそれる業者らに自発的に売春女性の性病検査と治療をおこなわせるような対策をとり、米兵による買春行為自体は放任された¹³。

南朝鮮・韓国においては、1948年2月に米軍政府は公娼制廃止を実施するが、その措置と並行して「接客婦」の性病定期健診と強制治療の措置を推進した。定期健診を受けない者からはライセンスを取り上げることとし、実質的な売春管理をおこなった。その後、韓国の独立とともに米軍は軍事顧問団を除いて撤退したが、朝鮮戦争が勃発し大量の米軍が再びやってきた。特に38度付近で戦線が停滞しはじめた1951年初頭より、米兵の性病罹患率が急増した。戦争当初は、千分比10-30台ときわめて低い水準だったのが、51年1月には84、3月には100となり、大きな問題となった。プサンなど南部には難民が押し寄せ、売春をせざるをえない女性が急増した。そこで米軍は、韓国政府やプサン市、警察などを使って娼婦やウェイトレス、ダンサーらの定期健診を導入し、売春をおこなう女性には政府から身分証明書を発行する措置をプサンから順次実施していった。また韓国政府は、1951年5月には国連軍向けの慰安所とダンスホール設置を決定し、プサンを手始めに設置していった。同時に韓国軍向けの慰安所・慰安隊も設置した¹⁴。

韓国においては、米軍が行政当局を指導して売春管理制度を導入していった。韓国政府もその方針を採用するとともに、米軍向けや韓国軍向けの慰安所を設置した。朝鮮戦争後は、むしろ韓国政府が積極的に米軍向け売春街を整備、提供していき、「基地村」と呼ばれる歓楽街が生まれていった¹⁵。

日本本土では、日本に進駐してきた米軍に対して、日本の内務省が米軍向け慰安施設R A A (特殊慰安施設協会 Recreation and Amusement Association)を設置提供し、占領軍幹部たちもそれを利用する方策を取った。その経緯はすでにかなり明らかにされているので省略し、一つだけあまり知られていない例を紹介すると¹⁶、日本占領にあたって米海軍の性病対策にあっていた海軍の軍医中佐は、東京では売春宿が閉鎖されてまったく管理がなされておらず、娼婦がいなくなるどころか拡散しただけだと考え、2軒の売春宿に衛生管理をおこなってただちに再開させる措置をとった。軍医は2人の有名な業者を訪ね、業者はそれぞれ約50人ずつの女性が働く売春宿2軒を2日以内に開業すると約束した。軍医がとった管理方法とは、売春宿を訪ねる兵士や水兵は身分証明書を階下の当番兵に預け、予防注射を受けてから、帰るときにようやく返してもらえるとというものだった。占領軍の軍医や各司令官たちが売春禁圧ではなく、積極的に売春管理策をとったことがわかる。

ただこうした対応をとった結果、米軍将兵の性病罹患率は急増した。第8軍の将兵の性

病罹患率は、年間千分比で 45 年 9 月 33 から 45 年 12 月には 153、46 年 3 月には 250 と一気に増えた¹⁷。米軍は罹患率を 50 以下に抑えるという方針だったので、こうした性病の急増は軍中央でも問題になり、また米軍が売春禁圧政策に反して売春を公認していることがさまざまなルートで知られるところとなった。そのため陸軍省の指導で 1946 年 3 月には R A A をオフリミッツ（立入禁止）にし、利用をやめさせた。その後の占領期における米軍の政策については省略するが、紆余曲折を経て、これから述べる朝鮮戦争期の対応になっていく¹⁸。

朝鮮戦争期の R&R センター

朝鮮戦争の時期には、日本本土でも沖縄でも米兵による買春が横行し、社会的にも大きな問題になった。その理由の一つとして休暇制度が整備されたことが指摘できる。兵士としての勤務期間の限定あるいは部隊・将兵のローテーション制度については、第 2 次世界大戦中から導入されはじめていたが、太平洋戦線では地域が広範囲であり、後方に下げて休暇を取らせるにも輸送上困難だったことなどから十分には活用できなかった。朝鮮戦争が始まると、1950 年 12 月朝鮮半島に派遣された第 8 軍と日本兵站司令部によって「休養回復計画 Rest and Recuperation Program」が策定された。6 か月ないしは 7 か月の勤務をおこなった陸軍兵士には 5 日間の休暇を与えられ、日本の休養回復センター R&R Center に送られることになった。

兵士としての前線勤務が 6 か月を越すと、死傷者が急激に増えてしまうという研究から、その期間が決められた。たとえば、第 2 次大戦中の 1944 年 12 月に米陸軍軍医総監部がまとめたレポートによると、歩兵の前線実戦日数が 200 日から 240 日になると「平均的な兵士の軍事価値はほとんどゼロに」なり、「実戦に役立たないばかりでなく後輩兵士の士気を挫くようになる」とし、交代制度を導入するように提案している¹⁹。

当初、R&R センターは九州の小倉キャンプと羽田空港近くのマックニーリー・キャンプに設置され、まもなく伊丹空軍基地（まもなく奈良に移転）と埼玉の朝霞にも設けられた。R&R センターに到着した兵士たちはそこに滞在してダンスホールなど娯楽施設を利用し、あるいは各地を観光した。R&R センターを利用した国連軍将兵は 1953 年 6 月末までに計 80 万人に達した。

この R&R センター周辺には米軍将兵を相手としたレストラン、バー、ギフトショップなどが集まり、売春業も盛んになった。売春を含む歓楽街ができあがったのである。そのため R&R は I&I、すなわち「セックスと酩酊 Intercourse & Intoxication」とも呼ばれた²⁰。

奈良の R&R センターについて見てみると²¹、以前、米軍宿舎にあてられていた場所に 1952 年 5 月 R&R センターが大阪から移転してきた。施設内には宿泊施設をはじめ食堂、売店、ダンスホール、ボーリング場などがあり、利用する兵士は 5 日間で 1 ドル 50 セント（後に 2 ドル）を支払うこととなっていた。53 年 6 月時点でセンターの正門前には、カフェ・バー 34 軒、ギフトショップ 12 軒、飲食店（「パンパン・ポン引用」）7 軒、キャバレー 4 軒、ストリップショー 3 軒、写真店 4 軒など 73 軒が立ち並んでいた。

奈良市内の駐留軍指定のキャバレーなどで作られた駐留軍サービス協会の資料によると、1953 年 6 月末時点で、週 1 回検診をうけ、性病をもっていないという証明である N・E・

Sと書かれたバッジを交付されていた「女子従業員」が388人いた。こうした措置をとった背景には、米軍奈良地区司令官より性病対策を取るように要請があったことがある。米兵はそのバッジを目印にし、買春相手を求めることができた。また1952年の1年間にセンター周辺などで検挙された売春婦は376人にのぼる。その多くがそうした登録をしていない女性と推定されるので、R&Rセンターに滞在する米兵向けの売春に関わる女性はもっと人数が多かったと思われる。兵士たちがR&Rセンターに到着する前からポン引が交渉をすすめ、5日間で2万5000円というような契約を結び、娼婦とその場所（民家）を提供することもあった。この奈良R&Rセンターは、53年9月に神戸に移転し（正式閉鎖は55年3月）、R&Rセンター前の歓楽街は消滅することになる。

休暇制度とは別にローテーション制度も1951年春から実施された。兵士たちは戦闘地域で一月勤務すると4ポイント、後方部隊勤務は2ポイント、日本での勤務は1ポイントなどのポイントを獲得し、36ポイントになると除隊帰国することができるというシステムだった。一般の歩兵の場合、生き残ることができれば、おおむね一年以内に帰国することができた。51年4月にはこのシステムによって最初の兵士が帰国し、1952年中ごろには毎月平均3万5000人が交代した²²。

5日間の休暇制度はLittle R、ローテーション制度はBig Rと呼ばれていた。ローテーション制度によって兵士たちは次々に交代していったが、その中継地となったのが日本だった。米本国からまず日本に送られ、交代センターに数日滞在してから朝鮮半島に送られた。帰国する場合も日本に寄ってから帰国した。その際に、日本でつかの間の休暇を楽しんだ。そうした事情も米兵による買春の機会を増大させた。たとえば、1952年3月に韓国にいた第3歩兵師団では性病感染者が201人いたが、そのうち109人が休暇でR&Rセンターにいたときか、韓国に配属される前に日本の交代センターでの待機中に性病に罹ったと報告されている²³。

こうした制度は、戦争神経症などによる兵士の精神的消耗や士気の低下を防ぐために導入されたものであるが、そのことが後方の休養基地となっていた日本本土での将兵たちによる買春や飲酒にともなう非行・犯罪の増加を生み出すことにつながった。しかもその時期は、ちょうど性病治療法が改善され、性病罹患がそれほど兵力の損失につながらない段階に入っていたときだった。

日米共同の売春管理策

日本において米兵向け売春が横行し、米軍憲兵隊がそれを容認しているという問題について米議会でも取り上げられ、オハラ上院議員が国防長官に実情調査を要望した。それに対する米陸軍の回答（1952年7月23日付）は「日本では売春は過去数百年来行われており、政府もこれを黙認している」「若干の地方条例を除き、日本の取締法規は売春禁止よりは性病予防を目的としている」「米陸軍当局には売春を行ったり、またはこれに関係ある日本人を取締る管轄権はない」というもので、もっぱら日本社会の問題であるとし米軍の関わりを表向きは認めようとしなかった²⁴。

米軍と売春問題の関連について日本の国会でも取り上げられているが、そのなかで外務省国際協力局長伊関佑二郎は、次のように米軍の政策について説明している²⁵。

「日本側も同様でございますが、向うのはもつと嚴重で、売春婦は認めておりませんから、

これを認めるような制度というものは向うとしてはできないのであります。ですから立入り禁止を——むしろこれを認めますならば赤線区域をつくるわけなんです、立入り禁止区域をつくって入れぬところをつくる。これがたくさんできれば、結果においては赤線区域になるわけでありましたが、初めから直接に赤線区域をつくるということになると、向うは主義上の問題として向うの国内法の適用を受けてできない。ですから今立入り禁止区域というように、間接に赤線区域ができる結果になるようなやり方に持つて行っているわけでありまして、向うとしましてもこれは本国の父兄の間で非常な問題になつておるわけでありまして、ことに母親あたりは、非常に若いまだかつて遊んだこともないような兵隊がおりまして、それが日本へ来ますと、営門を一步出ると群がって来る。こうなればやはり若い者だからつい誘惑に負けて遊ぶ、性病にかかるということ、向うでも非常にやかましい声がかかっている。何とか取締れということをやられている。ですから米軍の方でも一生懸命です。また性病の罹病率がふえると基地司令官の成績にもかかわる²⁶。病人が出ることもまた司令官としては困る。日本側も米側も取締りたい、何とかしたいという気持は同じなのです。これがなかなか名案が浮ばない。各省で集まりまして、何べんか協議しておりますけれども、結果として出ましたものが先ほど申し上げたようなものであります。」

将兵の買春を認めないという公式立場をとりながらも、実質的には娼婦の性病管理を日本側にやらせて将兵の性病罹患を防ぎたいという米軍の事情と意図を、日本側も的確に把握していたと言えるだろう。

1955年に労働省婦人少年局がおこなった調査報告「戦後新たに発生した集娼地域における売春の実情について」²⁷では、赤線青線区域 30 か所と基地周辺 20 か所を取り上げている。赤線青線区域については、「昭和 23 年頃までは、元業者が最初は進駐軍に備えて、後には日本人相手に切替えて計画的につくったものが多く（中略）、26、27 年に発生したものの 10 地域のうち、5 地域は『警察予備隊、保安隊が設置されたので出来た』と回答に出ている」とされている。調査対象地区のうち 1948 年（昭和 23 年）までに作られたのが 8 地域であるので、調査対象地区 50 か所のうち半数以上は、米軍ないしは警察予備隊・保安隊（のちの自衛隊）を相手にして生まれたことになる。軍隊の駐留が売春地区を生み出すうえで大きな要因になっていることがうかがわれる。基地周辺の 20 か所については、うち 15 か所で日米（または英）による地方連絡協議会が設置されており、連絡協議会のない 4 か所（1 か所は不明）についても非公式の協議をおこなっていたり、警察と憲兵の打ち合わせ会を開いて毎夜合同でパトロールをおこなっていたり、米軍病院の担当士官と業者組合の代表者が協力して性病取締をおこなっていたり、なんらかの協力関係にあった。

1953 年 5 月の厚生省公衆衛生局防疫課調査によると、日本全土（沖縄は含まれない）における集娼地区は 1288、業者数 1 万 6849、売春婦数 5 万 9018 人、ほかに散娼 6 万 3035 人（うち「主として外人を相手にする」洋パン 2 万 9262 人）、芸妓 4 万 5978 人（うち売春をおこなわない者 1 万 1602 人も含まれる）とされている。これらの数字から、売春をおこなう女性は合計 15 万 6429 人ということになる²⁸。

同じ調査の別のデータによると、「駐留軍基地周辺散娼」は 4 万 4943 人とされている。R&R センターのあった奈良市には 1711 人、小倉市 1360 人と多く、ほかには横須賀市 3550 人、横浜市 3300 人、東京都立川市 1200 人、神戸市 4300 人、佐世保市 1700 人などとなっている。「駐留軍基地周辺散娼」数が、主に日本人を相手にする集娼地区の 5 万 9018 人

の8割以上に相当することを見ると、米軍相手の売春業の多さが際立っている。この時期の日本の売春業にとって米軍は大きな存在であった²⁹。

なお1952年中に日本の警察によって検挙された売春婦は計2万9476人にもものぼり、彼女たちは健康診断を受けさせられ性病に罹っている者は治療をさせられた（同前調査、86頁）。検挙される娼婦の多くが「散娼」であり、しかもその多くが米軍相手の女性たちであったことから考えると、日本の警察が米兵相手の娼婦たちに強制的に性病検査と治療を受けさせ、米兵が性病に罹っていない娼婦を相手にできるようにするシステムであったと言える。

日本本土では、1957-58年にかけての売春防止法の施行と、それと時期を同じくする米地上軍の撤退までの時期、米軍は表向きは関わっていないという建前を維持しながら、こうした米軍相手の売春が、日本の行政・業者たちの協力によって維持されていたのである。なお韓国と沖縄においてもこの時期、米軍相手の売春の占める比重はきわめて大きかった³⁰。

ベトナム戦争期におけるベトナムでの米軍による売春管理についても触れる余裕がないが、ここでは米軍と南ベトナム当局が協力して売春管理をおこなっていた。この時期、沖縄や韓国はもとよりフィリピンやタイでも休暇でやってくる米兵向けの売春がひどかった時期でもある³¹。米軍による売春の広がり、東アジアから東南アジアへと一層広がることになったのである。

2 駐留米軍の性犯罪

占領期

1945年8月28日に占領軍の先遣隊が厚木に入り、本格的な日本本土進駐は30日におこなわれた。この日午後ダグラス・マッカーサーが厚木に到着し、ただちに横浜の司令部に入った。海軍は第3艦隊が29日に東京湾に入り、30日から海兵隊らが横須賀に上陸した。東京湾の戦艦ミズーリ号艦上で降伏調印式がおこなわれたのは9月2日である。本土に進駐した連合軍の人数は、1945年12月はじめには43万人に達した。

神奈川県警察資料によると、最初の米兵による強かん事件は8月30日午前11時ごろに起きている。横須賀市内において、「米兵二名検索の為め同家に侵入し一旦引揚げたるも約五分にして再び引返し一名は□□の妻□□当三十六年を階下勝手口小部屋に連行他の一名は□□の長女□□当十七年を二階に連行し何れも拳銃を擬して威嚇の上之を強姦せり」と報告されている。また同日午後6時ごろ横須賀市内でガラス商の留守番をしていた女性を強かんする事件も起きている³²。

横須賀に上陸した海軍（あるいは海兵隊）が検索と称して市内に入っているの、かれらによる犯行をみられる。この二つの事件について、米軍の捜査報告書が残されている。しかし証拠は不十分であるなどの理由で捜査は打ち切られた。翌31日には強かん事件は報告されていないが、9月1日には横浜で売春宿から娼婦が拉致されて集団強かんされた事件がおきている。この事件についても捜査報告書があるが、ここでも証拠不十分で捜査は打ち切られている。

内務省警保局外事課がまとめた報告によると、首都圏（東京、神奈川、千葉）における8月30日から9月10日までの占領軍兵士による強かん事件は9件、強かん未遂6件、計

15 件となっている（神奈川 11 件、千葉 4 件、東京 0 件）。その他の事件を含めると 513 件である。多くは金銭や物品の強奪である³³。

9 月の米兵による強かん事件のいくつかは日本の警察資料でも米軍資料でも確認でき、日本政府からの抗議を受けて米軍もある程度の捜査をしていることがわかる。しかしいくつかの捜査報告書を見る限り、いずれも証拠不十分や犯人を特定できないとしてうやむやのままに捜査は打ち切られている³⁴。

こうした米兵による犯罪は、9 月中は新聞でも報道されていたが、その後、GHQ の検閲のためか、一切報道されなくなった。また現在残されている警察資料も 10 月はじめで終わっている。10 月 4 日に GHQ からいわゆる人権指令が出され、治安維持法をはじめとする一切の弾圧法規の廃止、内務省警保局や特高警察の廃止、警察幹部の罷免がなされるが、民主化政策の実施が、米軍犯罪の実態を隠してしまうという皮肉な結果となった。

ただ日本政府からの度重なる抗議を受けて、南西太平洋方面軍司令部（最高司令官マッカーサー）は 9 月 6 日には第 8 軍（東日本を管轄）に対して、こういう犯罪がおこらないように直ちに措置をとるように指示している。西日本を管轄していた第 6 軍では 45 年 11 月までに計 604 名を軍法会議にかけたという報告がある。少し後になるが、46 年 8 月中の米兵による日本人への犯罪は、強かん 29 件を含む 619 件という報告が日本政府から GHQ に伝えられている。1947 年一年間に米軍が把握している強かん事件は 136 件（日本本土のみ）、うち 70 人を逮捕し、有罪になったものは 31 人と報告されている。また 1949 年 6 月から 11 月の 6 か月間では、強かん事件は月平均 6.66 件という報告もある³⁵。

米軍占領下の日本本土における米兵の犯罪の全体像はよくわからないが、断片的に報告されている米軍資料による数字だけでもかなりの件数にのぼる。しかも強かんなど性犯罪は報告される件数自体が氷山の一角であることも考慮しなければならない。

米軍の直接占領下にあった沖縄の状況ははるかにひどかったと言わざるを得ない。「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」が作成した「沖縄・米兵による女性への性犯罪（1945 年 4 月～2001 年 6 月）第 5 版」³⁶によると、米軍上陸まもなくの 1945 年 4 月から強かん事件が次々と発生している。米軍政報告書³⁷においても「不幸にして、少数の兵士は米軍の沖縄上陸と同時に、住民を苦しめた。とくに性的犯罪が多かった」、5 月 8 日に沖縄島司令部司令官が強かんを犯すものは死刑に処すと警告を発したが、強かんは減らなかったと述べられている。女性を拉致した米兵を追いかけていた警察官が逆に射殺される事件もおきている（45 年 11 月）。その後、沖縄は「極東軍司令部の落伍者のはきだめ」と米軍自身が嘆くほど軍紀が乱れた将兵が集まっていた。

米兵による米軍内の女性への強かん事件も発生し、1946 年にはすべてのアメリカ人女性に対して、軍駐留地から離れるときにはピストルを所持するように命令を出さざるを得なかった。米軍政府公安局長であったポール・スキューズは、「この措置は、われわれの女性を貧しくて従順な現地住民から守るためではなく、我々自身の兵隊たちから守るために採られたものである」と嘆かざるを得なかった³⁸。米軍の構成員である女性でさえも同僚からの性犯罪を恐れざるを得なかった状況は、住民の女性にとってどのような状況だったのだろうか。

南朝鮮においては、米軍司令部から軍紀の悪化への警告がくりかえし出されている。ただ具体的な性犯罪についての資料はこれまでの筆者の調査ではよくわからない³⁹。

朝鮮戦争期とその後

1950年代にアメリカは各国と軍事同盟を締結して、米軍が駐留する態勢を整備していった。日本や韓国、西ドイツなどでも占領は終了し同盟国への駐留軍に変わったが、沖縄では占領が継続していた。

米陸軍法務総監部の年次レポートの1950年代前半の各年版を見ると⁴⁰、韓国における事例として、盲目の韓国女性への暴行強かん、プサンでの強盗強かん、5人の米兵による集団強かん、女性が強かんされ別の男性が射殺された事件（以上、韓国）、ドイツで14歳の少女と淫行した事件、リビヤでの少女強かん事件、場所はわからないが、16歳少女の強かん、9歳の少女の強かん、夫への暴行と妻の強かん、海兵隊の女性が強かんされた事件、など各地での性犯罪のケースが取り上げられている。

朝鮮戦争が始まると、日本は朝鮮半島に向かう米兵の中継基地となり、特にR&Rセンター周辺はすでに述べたように売春地帯となっただけでなく荒れた米兵による犯罪が多発した。強盗、強かん、オフリミッツ違反、憲兵への抵抗暴行などが多発した。日本が独立を回復するとマスメディアも米兵の犯罪を報道できるようになった。朝鮮戦争休戦後のデータであるが、日本政府の調査では（表1）、1954年から57年にかけて事件・事故件数⁴¹が毎年1万件を超えている（最高は1956年1万2988件）。事件・事故による死者数では1952年114人、53年103人と100人を超えており、その後は漸減している。1957-58年にかけて日本本土に駐留していた米地上軍（陸軍と海兵隊の歩兵部隊など）が撤退したことにより、件数は急激に減少していることがわかる。

1953年10月29日から55年5月31日までの米兵による犯罪統計がある（表2）。それによると、犯罪件数は1万631件にのぼるが、そのうち起訴されたものは240件にすぎず、不起訴9993件、未済258件となっている。強かんと強かん致死傷をあわせて、一割強しか起訴されていない。凶悪犯罪でもこれほど低い起訴率であり、単なる傷害や暴行などではほとんど起訴もされていないことがわかる。

表2 米兵による犯罪（1953.10.29-55.5.31）

	総計	殺人	強盗	強盗致死傷	強かん	強かん致死傷	傷害	暴行	業務上過失致死傷	窃盗
受理件数	10631	6	178	126	67	48	1285	747	1872	1041
起訴件数	240	2	30	40	4	14	20	0	86	13

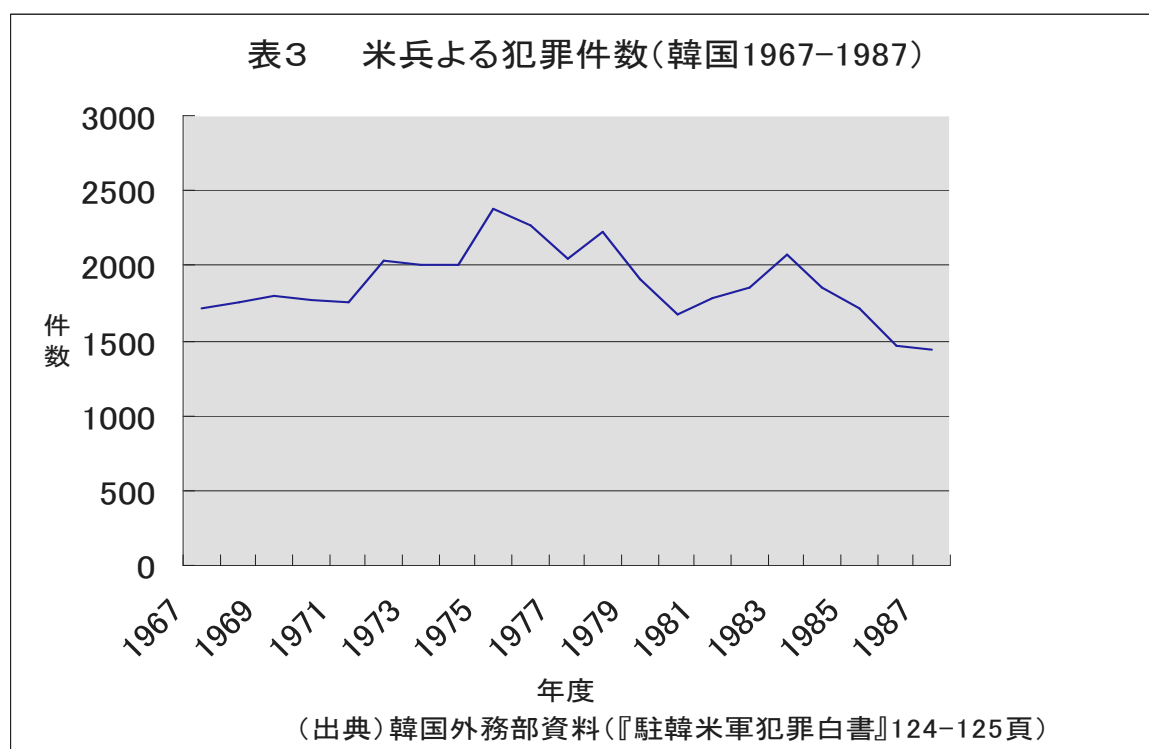
（出典）RG554/215/2（米国立公文書館資料）

別の資料では1956年中の米兵による犯罪件数がわかるが、それによると計3992件、うち日本によって起訴されたものは126人、軍法会議にかけられたものは476人にすぎない。全体のうち1458件はけが人を出した交通事故であるが、処罰率が極めて低い状況は変わっていない。この年の米兵による犯罪問題が議論された極東陸軍内の会議では日本人

による米軍に対する犯罪が 3604 件あると指摘し、犯罪はお互い様であるという旨の指摘がなされている。しかし日本人による犯罪のうち 3215 件は窃盗であり、米軍物資をくすねたものであって、米兵による犯罪とは質的に異なっているのを無視する弁解でしかない⁴²。

朝鮮半島では、朝鮮戦争の戦線が 38 度付近で停滞しはじめた 1951 年はじめより米兵による韓国市民に対する犯罪が問題になりはじめている。51 年 3 月には在韓米陸軍司令部は、韓国市民への暴行など米兵による非行が増えており、共産主義の宣伝に利用されると警告を発している。翌 4 月までに最近 6 ヶ月で 30 人の米兵が軍法会議で有罪になり、司令部に衝撃を与えた。そこで犯罪者の捜査を迅速におこない処罰すると同時に犯罪の予防措置をとるように指示している。ちょうどこの時期から米兵向けの売春が問題になっていたことはすでに述べたとおりである。

韓国における米軍による犯罪統計は、1967 年以降しかない（表 3）。これは駐留軍の地位を定めた韓米行政協定が 1966 年までなかったためである。それ以前の米兵による犯罪は、「駐韓米軍犯罪根絶のための運動本部」がまとめた報告書でかなりの件数がわかるが、統計はない。なお 1987 年までの 21 年間の犯罪のうち韓国に第一次裁判権のあるケースは計 3 万 3154 件あるが、そのなかで裁判権を行使したのはわずか 234 件 351 人にすぎない。そのうち強かん 72 人、殺人 32 人などである⁴³。



日本復帰前の沖縄については、たくさんの文献が出されているのでここでは繰り返さない⁴⁴。こうした米兵による犯罪を考えると、1957-58 年の日本本土からの米地上軍の撤退問題が重要である。日本本土では米兵による犯罪や米軍演習などによる事故、米兵による買春の横行などに対する反発が広がり、反基地運動が盛り上がった。また原水爆禁止運動の急速な発展により、核兵器の持込みも問題にされるようになってきた。そうした中で米軍は、東アジアでの米軍配備について検討するが、地上軍については沖縄に海兵師団、

韓国に陸軍師団を配備することとし、日本本土からは地上軍を撤退させた。また核兵器の配備についても地上発射核ミサイルについては、韓国と沖縄に配備することとし、日本本土には配備しなかった。このように日本本土に対しては一定の配慮を示しつつ、軍事負担は韓国と沖縄にかけるという政策をとったのである。軍事負担とは米軍による犯罪や事故による被害をとまなうものであったことは言うまでもない⁴⁵。

3 東アジアの性売買と軍隊—日本軍と米軍

ここで日本を中心とした東アジアにおける性売買の歴史についてかんたんに整理しておきたい。

19世紀は世界的規模での人の移動がおこなわれた時代であり、それにとまって女性の人身売買も世界的規模でおこなわれるようになっていった。その一環として、中国や日本女性が東南アジアや太平洋周辺地域に広がっていった。その多くは娼婦としてであり、中国女性は「猪花」、日本女性は「からゆきさん」と呼ばれた。

その後、日清戦争・日露戦争で植民地を獲得した日本は、朝鮮、台湾、満州など植民地・居留地に公娼制を拡大していった。同時に女性の人身売買ネットワークも形成された。つまり東アジア規模での性売買・人身売買のネットワークが形成されたのである。そのネットワークは、「からゆきさん」などによってシンガポールやインド、シベリア、ハワイ、アメリカ西海岸など大日本帝国外にも広がっていた。

しかし第一次大戦後、国内外での公娼制批判、国際連盟による人身売買廃絶への努力などをうけて、大日本帝国外の日本女性の売春は縮小していく。たとえば、シンガポールやマレー半島ではイギリスの公娼制廃止の世論を受けて、英植民地当局も廃娼に動き、その地域から「からゆきさん」は消滅した（少なくとも大幅に減少した）。日本政府も国際連盟の常任理事国になるなど「一等国」としての「帝国の体面」から海外での日本女性の売春の掃蕩を図った。ただし、帝国内部では公娼制を維持し、帝国内の売春・人身売買は依然として続いていた。

その後、帝国日本内部では廃娼運動が展開しただけでなく、たとえば、1932年に上海に日本海軍慰安所設置にあたって、「内地」から女性を連れて行こうとした業者らが、女性の国外移送誘拐罪で検挙され、1936年2月に長崎地裁で有罪判決が下され、さらには大審院でも37年3月に有罪が確定した⁴⁶。つまりたとえ日本軍のためであれ、売春目的での女性の海外移送は違法であると警察が判断して検挙し、司法もそれを支持したのである。日中全面戦争開始直前におけるこの大審院の判決は日本軍「慰安婦」制度そのものを大きく制約するものであり、帝国日本の性売買ネットワークにとって大打撃になりうるものだった。

ところが内務省警保局は、日中戦争が始まり、中国での日本軍慰安所開設が本格化した1938年2月に「支那渡航婦女の取扱に関する件」という通牒を出して、日本軍「慰安婦」の中国への送り出しは「必要已むを得ざる」として認める措置をとったのである。さらに太平洋戦争が始まると、東南アジア地域への「慰安婦」の送り出しについて、1942年1月外務省はそれらの女性には旅券を発給しないことを決め、軍の証明書で処理することを認めた。従来、外務省は日本女性が売春目的で海外に行こうとすると旅券を発行せず海外渡航を許さない措置をとってきたが、軍「慰安婦」については関知せず、軍に自由にやらせるという対応をとったのである。

つまり日本軍「慰安婦」制度は、帝国日本が「大東亜共栄圏」として東南アジア・太平洋地域にまで拡大したことに対応して、性売買・人身売買のネットワークを地理的に拡大し、さらに公娼制・人身売買を規制しようとする動きを封じ込めて、制約のない、より暴力的な人身売買・拉致のネットワークを作ったと言えるだろう。特に戦場や占領地においては、平時の公娼制ではとてもできないような日本軍による拉致・監禁など暴力がむき出しの方法がとられた⁴⁷。

こうした日本の公娼制と「慰安婦」制度は日本の敗戦により瓦解したが、第2次大戦後、進駐してきた米軍将兵を相手として売春が再建された。R A Aに見られるように、米軍が将兵相手の売春を積極的に認めただけでなく、日本政府が進んで売春の復活を組織した。売春女性を集めてくるために人身売買も復活した。人身売買の実態はなかなか把握できないが、警察資料では1951年中の人身売買に関わる検挙者数は3868人、その被害者7255人（1952年上半期のみでは、それぞれ3714人、7653人）となっており、売られた先は農業手伝いや子守・家事手伝いもあるが、多くは売春に関わる場所である⁴⁸。米軍が現地の売春を復活させるうえで大きな役割を果たしたのは、沖縄、韓国、フィリピンでも同様だった。さらに1960年代のベトナム戦争期には南ベトナムやタイでも同じ状況が生まれた。米軍基地と売春とは密接に結びついていた。

その後、米軍の撤退あるいは現地の経済成長にともなう生活水準の向上とドルの価値の低下などの諸要因により、日本本土では1950年代末の地上軍の撤退後、沖縄ではベトナム戦争の終結と日本復帰後、タイではベトナム戦争終結にともなう米軍撤退後、米軍による買春は著しく減少したが、それに代わって一般の男性を顧客とする売春に切換えられていった。韓国やフィリピンにおいては依然として米軍は顧客の一つではあるが、それ以上に一般男性や観光客が大きな顧客になっている。1970年代以降、韓国への「キーセン観光」やタイ、フィリピンなどへの売春ツアーが問題になるのはそうした状況の表れである。海外からの売春ツアーが送り込まれてくる途上国では、それにとどまらず女性が日本や韓国などの先進国に人身売買などによって送り込まれ、売春女性の供給源にされている。東アジアでの戦後の売春の隆盛は、米軍とともに始まったと言えるし、その人身売買のネットワークはそれに対応して形成された。それが、米軍による買春が減少していくなかで、売春を容認肯定する文化として現地社会に定着し、東アジアだけでなく、それを越えた世界的な規模での人身売買のネットワークが作られている。

東アジアの性売買・人身売買を考える上で、戦前の日本・日本軍の役割とともに戦後における米軍の役割の大きさを指摘しないわけにはいかない。

まとめにかえて—現在の米軍と性売買・性暴力

今日の米軍と性売買をめぐる状況は、1970年代初頭までとはかなり異なった様相を示しているように見える。たしかに韓国ではまだ米兵相手の売春地域が存在しているし、フィリピンやタイに米軍が立ち寄った際には、米兵による買春がおこなわれている。しかしその一方で、日本本土や沖縄ではそうした状況はあまり見られなくなったし、韓国でもそうした傾向が進んでいる。ドルと円の関係から、日本で買春できるほどの経済力を米兵が持っていないことが大きな理由であろう。日本女性や韓国女性と米兵との性的関係は社会問題になっているが、少なくとも米兵による買春という関係ではなくなっている。

また近年の米軍の軍事作戦は中東ないしその周辺地域でおこなわれることが多い。サウジアラビアやクウェートなどに駐留した場合、かつての東アジアのような公然とした売春地区があるわけではないし、またアラブ諸国やその民衆から反発を受けることを危惧して、性的非行について軍指導部はかなり神経を使っているようである。そういう点では買春をやらせないというかつての米軍の政策が—その理由はまったく異なるが—中東では実行されていると言えるかもしれない。海軍の場合、中東で作戦をおこなって帰る途中、タイなどに立ち寄って兵士を遊ばせることはやっているようだが、陸軍兵士の場合、中東にある交代センターでは買春をできるような環境にはなく、また米本国へはそこから直接空輸されるので、かつて朝鮮戦争時に途中で日本に寄って買春していったという状況とも異なる。

断定できるほどの十分な資料がないが、そうした状況を見ると、米軍の駐留するところでは売春がはびこるといえるのは必ずしも時代を超えた普遍的な現象ではないのかもしれない。軍隊と買春が結びつきやすいという議論は可能であろうが、それ以上に両者が結びつく諸条件の分析が必要であろう。

ただそうした状況は米軍が性暴力を克服したことを意味するものではない。近年、米軍においても重大な問題として認識されているのが米軍内におけるセクシャルハラスメントや強かんなどの性暴力であり、冒頭で触れたように米軍将兵による一般女性に対する性犯罪も依然として深刻な問題となっている。湾岸戦争以来、現在のイラク戦争・イラク治安維持のための戦争を含めて、絶え間なく戦争状態に置かれている米軍においては、戦争神経症が多発し、そうした精神的ストレスが他者への攻撃・破壊（強かんをはじめ、アブグレイブ収容所での性的侮辱などの虐待も含めて）となって表れているのかもしれない。2006年1月27日、退役軍人省は、イラクとアフガニスタンから帰還した退役兵のうち、2万人近くが心的外傷後ストレス障害 PTSD と診断され、それ以外にうつ病や薬物・アルコール依存症などが確認された者も同程度いると発表している。つまり帰還後に医療施設などで受診した退役兵 12 万人のうち 3 分の 1 にあたる 4 万人が何らかの「心の病気」と診断されたことになる⁴⁹。陸軍の精神医学専門家たちの分析によると、イラクから帰ってきた陸軍と海兵隊兵士の 3 分の 1 が精神的な問題で助けを求めており、12 パーセントが治療を受けるべき精神障害を負っていると報告されている⁵⁰。

イラク戦争前のデータしかないが、アメリカにおけるホームレスは 1990 年代末において 200 数十万から 300 数十万人と推計されているが、1999 年 12 月に発表された「ホームレスに関する政府省庁間協議会」が発表した報告によると、ホームレスの 23 パーセントは退役軍人であり、男性のホームレスに限ると 33 パーセントにのぼっている⁵¹。

1998 年時点において、刑務所に収容されている退役軍人は 22 万 5700 人（退役軍人の総数は約 2500 万人）にのぼっている。州刑務所に収容されている退役軍人の 16.8 パーセントが殺人、17.8 パーセントが性的暴行という凶悪犯罪であり、非退役軍人がそれぞれ 12.8 パーセント、7.2 パーセントであるのに比べて大きく上回っている（連邦刑務所でも同じ傾向）。軍刑務所においては 1997 年時点で収容者の 30.6 パーセントが性的暴行によるものとなっている⁵²。

イラク戦争開始後、こうした状況は一層深刻になっていると見られる。つまり兵士たちの精神的ダメージは、社会への適応を困難にしホームレス化を促進し、他方では犯罪を犯す傾向が高まり、特に殺人や性的暴行を起こしやすくなると言ってよいのかもしれない。

現在、米軍では買春はやりにくくなりつつあり、また軍隊内でのセクシャルハラスメント対策の強化がすすんでいるが、将兵たちを殺人マシンに訓練しつつ正当性のない戦争に送り込んでいることが将兵の精神に深刻なダメージを与え、そうしたことがさまざまな形で暴力となって表面化しているのではないだろうか。性暴力はそうした現れの一つと言えるだろう⁵³。

1970年代においては、兵士たちのランニングでの掛け声として、“I wanna Rape Kill Pillage’n’ Burn,annnn’ Eat dead Baaa-bies”（「レイプするぞ ぶっ殺すぞ ぶんどって焼き捨てて 死んだ赤ん坊を 食ってやる」）という歌が歌われていたが、今日ではこのような歌は米軍内では許されない⁵⁴。兵士の訓練、士気高揚のために女性への蔑視差別を煽るような手法は現在の米軍の中では公然とはやりにくくなっている。女性兵士が大量に増えたこと（2005年4月末現在、全米軍137万9198人中20万1759人、14.6%）や1990年代に入ってようやくセクシャルハラスメントや性暴力が軍当局によって深刻な問題として認識されるようになってきたことなどが背景にはあるだろう⁵⁵。

しかし、米軍が現在の戦争体制と兵士の訓練システムを維持しているかぎり、建前としていくら性暴力を抑えようとしても不可能であろう。ただ1970年代までのあり方とは違っており、軍隊における性暴力の表れ方も、その軍隊のおかれた諸条件によって異なってくると考えるべきかもしれない。こうした問題はまだまだよく整理できていないので今後の課題としておきたい。

本稿が扱った時期は、第2次大戦直後から1950年代までの時期であり、その段階では米軍と性売買との関連はきわめて大きかったし、それが東アジア社会に与えた負の遺産も大きい。しかし1980年代あるいは1990年代以降の状況はかなり違った様相を呈しているように見える。いずれにせよ軍隊と性暴力の関連については、歴史的变化を含めた諸条件の中で具体的に分析し解明する作業を一步ずつ積み重ねる必要があると思われる。本稿はそのための初歩的な一作業にすぎない。

（注）

¹ 『琉球新報』2005年7月2日、『赤旗』2005年7月19日

² 衆議院外交委員会での大林宏法務省刑事局長の答弁、2005年7月1日。なお軍事裁判を受けたケースの詳細について日本政府は公表を拒否している（同委員会7月15日）。

³ 以下に記したアバディーン事件を含め、こうした米兵による性犯罪については、T.S. Nelson, *For Love of Country: Confronting Rape and Sexual Harassment in the U.S. Military*, (New York: The Haworth Maltreatment and Trauma Press, 2002)、がくわしい。また *Stars and Stripes* や CNN、国防総省のウェブサイトでもしばしば報告されているので参考になる。なお表記について、「強姦」の「姦」には女の不義という意味が含まれているので妥当ではないと判断し、「強かん」と表記する。

⁴ 『赤旗』2005年9月29日。

⁵ *Stars and Stripes(Pacific Edition)*, June 26, 2004(同誌のウェブサイト <http://www.estripes.com/> 2004年10月31日アクセス)。

⁶ CNN.com./U.S., August 29, 2003(CNNのウェブサイト <http://www.cnn.com/> 2004年10月31日アクセス)。

⁷ *Stars and Stripes(European Edition)*, May 15, 2004 (同誌のウェブサイト <http://www.estripes.com/> 2004年11月17日アクセス)。

⁸ Christopher H. Smith 上院議員の2003年8月7日付ニュース（同氏のウェブサイト

http://www.house.gov/apps/list/press/nj04_smith/prpentagon.htm 2004年3月11日アクセス)。拙稿「アメリカ軍の性対策の歴史－1950年代まで」(『女性・戦争・人権』第7号、2005年3月)で少しくわしく紹介している。

⁹ 戦後東アジアにおける米軍基地の形成過程とそのなかでの性売買問題については、拙稿「基地論－日本本土・沖縄・韓国・フィリピン」(『岩波講座 アジア・太平洋戦争 第7巻 支配と暴力 IV 支配の継続と再編』岩波書店、2006年)を参照していただきたい。

¹⁰ 詳細は、拙稿「アメリカ軍の性対策の歴史」参照。米軍の性対策をアメリカにおける「男らしさ」のあり方との関係で議論する必要があるが、今後の課題とさせていただきたい(E. Anthony Rotundo, *American Manhood: Transformations in Masculinity from the Revolution to the Modern Era*(New York: Basic Books, 1993)や、兼子歩「アメリカ史におけるジェンダー・セクシャリティとナショナリズム」(『アメリカ史研究』第27号、2004年)をはじめとする兼子氏の一連の研究など参照)。

¹¹ US Navy, *Interviewer's Aid*, 1948, p.6 ならびに極東軍軍医部の月例報告より(RG407/429/345)。なおRGを記した資料はすべて米国立公文書館所蔵資料である。数字は、Record Group/Entry/Boxを示す。

¹² RG554/67/62. 年間千分比とは1000人中1年間に性病に罹る人数の率で、米軍はこの数字を各部隊に報告させていた。

¹³ Aサイン方式のその後の展開については、小野沢あかね「米軍統治下Aサインバーの変遷に関する一考察－女性従業員の待遇を中心に－」(『琉球大学法文学部紀要 日本東洋文化論集』第11号、2005年3月)、参照。

¹⁴ 韓国軍向け慰安所については、金貴玉「朝鮮戦争と女性－軍慰安婦と軍慰安所を中心に」(徐勝編『東アジアの冷戦と国家テロリズム』御茶ノ水書房、2004年)、アクティブ・ミュージアム「女たちの戦争と平和資料館」編『戦時性暴力をなぜ記録するのか』(同資料館、2005年)所収の金貴玉氏の講演録・資料など、国連軍向け慰安所については、Lee Im Ha, “Korean War and Mobilization of Women,” unpublished paper (世界女性学大会での報告、2005年6月20日、ソウルにて)参照。

¹⁵ 韓国女性ホットライン連合編(山下英愛訳)『韓国女性人権運動史』明石書店、2004年、第5章、Katharine H.S. Moon, *Sex Among Allies: Military Prostitution in U.S. - Korea Relations*(New York: Columbia University Press, 1997)、参照。

¹⁶ Harry Benjamin & R.E.L. Masters, *Prostitution and Morality* (New York: The Julian Press, 1964), pp.408-409. RAAの経緯については、拙稿「アメリカ軍の性対策の歴史」のほか、ドウス昌代『敗者の贈物』(講談社、1979年)、参照。

¹⁷ RG338(第8軍資料)、RG112(陸軍軍医総監部)のさまざまなボックスの資料(RG338/A1-136/1048, 338/A1-132/312, 112/1012/402)より集計。

¹⁸ 藤目ゆき『東アジア冷戦とジェンダー』(科学研究費補助金(C)研究成果報告書)、2003年、第3章参照。

¹⁹ 日本の戦争責任資料センター編・解説(文責林博史)、川島めぐみ翻訳協力「アメリカ軍ならびに日本軍における戦争神経症についてのレポート」(『季刊戦争責任研究』第39号、2003年3月)、25-27頁。米軍の戦争神経症対策については、この解説を参照していただきたい。

²⁰ Elizabeth D. Schafer, “Rest and Recuperation(R&R),” in Spencer C. Tucker (ed.), *Encyclopedia of The Korean War* (New York: Checkmark Books, 2002), pp.563-564.

²¹ 田中はるみ「奈良R・Rセンターと地域住民－朝鮮戦争下の在日国連軍基地をめぐる」(『大阪国際平和研究所紀要 戦争と平和』Vol.10、2001年)、45-47頁より。以下、紹介する資料も本論文より。

²² Elizabeth D. Schafer, “Rotation of Troops System,” in Tucker, op.cit., pp.574-575.

²³ RG338/A1-133/844. 第8軍や極東軍においてもこの問題は取り上げられている。

²⁴ 労働省婦人青年局『売春に関する資料』1953年、43-44頁。なお本稿で利用した1950年代の文献は、『性暴力問題資料集成』第1巻～第15巻(不二出版、2004-2005年、継

続して刊行予定)に収録されているものが多い。なお日本側資料では「オハラ上院議員」とあるが、当時の合衆国連邦議会上院に「オハラ」という名前の上院議員を確認することはできなかった。

25 1953年7月10日衆議院外務委員会での答弁。

26 米軍内ではこの時期、部隊の性病罹患率の高さを部隊長の勤務評定の一要素とする方針をやめつつあった(たとえば”United States Army Forces, Far East, Circular,” No.152, August 7, 1953, RG112/31/1267)。

27 労働省婦人少年局『戦後新たに発生した集娼地域における売春の実情について』1955年。なお赤線とは公認の売春地区、青線とは非公認の売春地区を指す用語である。

28 労働省婦人青年局『売春に関する資料』1953年、84頁。

29 この時期の日本本土における基地と売春については、藤目前掲書がくわしい。

30 さらにくわしくは、前掲拙稿「基地論」参照。

31 沖縄の状況については、前掲小野沢論文ならびに沖縄国際大学文学部社会学科石原ゼミナール編『戦後コザにおける民衆生活と音楽文化』(榕樹社、1994年)など、フィリピンについては、Cynthia Enloe, *Bananas Beaches & Bases: Making Feminist Sense of International Politics*, (Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2000, first published in 1989), pp.84-92, Sandra Pollock Sturdevant & Brenda Stoltzfus, *Let the Good Times Roll: Prostitution and the U.S. Military in Asia*, (New York: The New Press, 1992), 参照。

32 神奈川県警察部「進駐軍に対する不法行為申報綴」の8月31日の項(栗屋憲太郎・中園裕編集・解説『敗戦直後の社会情勢 第7巻 進駐軍の不法行為』現代史料出版、1999年、第7巻、54頁)。この第7巻には、米兵による多数の犯罪が日本側資料によって示されている。

33 内務省警保局外事課「進駐軍の不法行為」綴り(『敗戦直後の社会情勢』第7巻、261頁)。

34 米軍の捜査報告書は、第8軍ならびに南西太平洋方面軍の資料群(RG338とRG496)の中に含まれている。その中の一つである9月4日に横須賀でおきた強かん事件の捜査報告書の全文(RG338/A1-132/162)を『季刊戦争責任研究』第40号、2003年6月、に紹介しているので参照していただきたい。

35 9月6日付指示は、RG338/A1-136/1045、第6軍資料はRG338/A1-135/909、46年8月中の犯罪件数は同年11月1日付の日本政府からの報告(RG496/194/1677)、1947年の数字は1950年3月の極東軍の報告書(RG554/79A/199)、49年6月から11月の数字は第8軍の月例報告より(RG338/A1-135/1031)。

36 私家版、2001年。なお初版は1996年2月。また拙著『沖縄戦と民衆』(大月書店、2001年)362-364頁も参照。

37 『沖縄県史 資料編14 琉球列島の軍政1945-1950(和訳編)』(沖縄県教育委員会、2002年)、71-74頁。原資料は、”Military Government in the Ryukyu Islands 1945-1950”である。

38 ポール・スキューズのメモ(日付不明、ポール・スキューズ文書ファイルNo.9、沖縄県公文書館所蔵)。

39 RG554の中の第24軍団文書にいくつか関連資料が含まれている。

40 The Judge Advocate General of the Armed Forces, *Digest of Opinions*, Vol.1-Vol.5, 1952-1956(米議会図書館所蔵)

41 訓練中の事故なども含まれるので、米兵による犯罪だけではない。

42 1957年3月22日におこなわれた極東陸軍の会議録(RG554/USAFFE/7)。

43 駐韓米軍犯罪根絶のための運動本部編(徐勝・広瀬貴子訳)『駐韓米軍犯罪白書』(青木書店、1999年)、124-126頁。主な犯罪事件については、同書ならびに「老斤里から梅香里まで」発刊委員会編(キップンチャユ日本語版翻訳委員会訳)『老斤里から梅香里まで一駐韓米軍問題解決運動史』(図書出版、2002年)参照。

44 米兵による犯罪のくわしい記録として、対米請求権記録誌編集委員会編『沖縄対米請求権問題の記録』(沖縄県対米請求権事業協会、1994年)をあげておく。

-
- 45 1950年代の東アジアの米軍基地再編については、前掲拙稿「基地論」参照。
- 46 戸塚悦朗「戦時女性に対する暴力への日本司法の対応、その成果と限界」(『季刊戦争責任研究』第43・44号、2004年)、にくわしい。
- 47 以上の大日本帝国内の動きについては、藤永壯「植民地公娼制と日本軍『慰安婦』制度」(早川紀代編『戦争・暴力と女性3 植民地と戦争責任』吉川弘文館、2005年)、吉見義明・林博史編著『共同研究 日本軍慰安婦』(大月書店、1995年)の筆者の執筆分(108-114頁)、拙稿「日本軍慰安婦前史—シベリア出兵と「からゆきさん」」(笠原十九司・吉田裕編『現代歴史学と南京事件』柏書房、2006年、192-193頁)、など参照。
- 48 厚生省・全国社会福祉協議会連合会『社会福祉行政資料1952』1952年、57-60頁。
- 49 2006年1月27日時事通信配信記事、『読売新聞』2006年1月28日。
- 50 *Washington Post*, March 1, 2006 (同誌のウェブサイト <http://www.washingtonpost.com/> 2006年4月7日アクセス)。
- 51 National Coalition for Homeless Veterans のウェブサイト (<http://www.nchv.org/background.cfm> 2006年4月7日アクセス)より。このレポートの正式名は、The Interagency Council on the Homeless, "The Forgotten Americans-Homelessness: Program and the People They Serve," December 8, 1999.
- 52 一般ならびに軍刑務所のデータは、Bureau of Justice Statistics, Department of Justice, "Special Report: Veterans in Prison or Jail," January 2000(Revised in September 29, 2000) (司法省のウェブサイト <http://www.ojp.usdoj.gov/bis/> 2006年4月6日アクセス)。
- 53 米軍兵士たちの殺人マシン化については、David A. Grossman, *On Killing: The Psychological Cost of Learning to kill in War and Society*(New York: Little, Brown, 1995)(安原和見訳『戦争における「人殺し」の心理学』筑摩書房、2004年)参照。
- 54 Grossman op.cit., pp. 307-308(邦訳470頁)。
- 55 女性兵士の人数やセクシャルハラスメント対策については、国防総省のウェブサイト <http://www.defenselink.mil/> 参照。後者については、1995年と2002年におこなわれたセクシャルハラスメント調査 Sexual Harassment Survey の報告書が参考になる。なお同性愛あるいは同性に対する性暴力の問題については今後の課題としておきたい。